【福祉用具貸与費 算定可否の判断基準表】

認定調査票のうち基本調査の直近の結果が、それぞれの福祉用具ごとに定められている結果に該当する場合は、福祉用具の利用が可能です。直近の結果の確認は、ケマアネジャーが、「砥部町要介護認定等に係る情報提供制度要綱」に基づき、その写しを入手してください。また、指定福祉用具貸与事業者は、ケアマネジャーに確認してください。

対象外種目 厚生労働大臣が定める者のイ 該当する基本調査の結果			
- •		厚生労働大臣が定める者のイ	該当する基本調査の結果
ア	車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7「3.できない」
		(二) 日常生活範囲における移動 の支援が特に必要と認めら れる者	★該当する基本調査結果がないた め、主治医から得た情報及びサー ビス担当者会議で判断する
	特殊寝台及び	次のいずれかに該当する者	
	特殊寝台付属 品	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4「3.できない」
		(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3.できない」
ウ	床ずれ防止用 具及び体位変 換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3.できない」
II.	認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護を行う者への 反応、記憶又は理解に支障があ る者 (二) 移動において全介助を必要とし ない者	基本調査 $3-1$ 「 1 . 調査対象者が意見を他者に 伝達できる」以外 又は 基本調査 $3-2\sim3-7$ のいずれ か「 2 . できない」 又は 基本調査 $3-8\sim4-15$ のいず れが「 1 . ない」以外 その他、主治医意見書において、 認知症の症状がある旨が記載され 基本調査 $2-2$ 「 4 . 全介助」以外
才	移動用リフト (つり具の部 分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必 要とする者	基本調査1-8「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
		(三) 生活環境において段差の解消が 必要と認められる者	★該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議で判断する
力	自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引すると	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4.全介助」
	ものは除く)	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「4.全介助」